

第一工業大学における公的研究費の不正使用・行為防止対策に関する基本方針

平成27年3月2日

学長裁定

この基本方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）における公的研究費について、不正使用、不正行為を防止し、適正な運営・管理を行うための必要な事項を定めるものである。

I 基本方針

(方針)

- 1 研究者等は、公的研究費が、国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公的研究費の公正かつ効率的に使用するとともに、研究において不正使用・不正行為の防止を図る。この際、不正使用及び不正行為の事実が認識された場合は、厳正に処分を実施する。

II 責務

(責任体系の明確化)

- 2 本学における公的研究費を適正に運営及び管理するために「最高管理責任者」（学長）、「統括管理責任者」（工学部長）及び「コンプライアンス推進責任者」（各学科等主任、東京上野キャンパス長、教学課長）を置き、各責任者が不正防止対策に関して責任を持ち、積極的に推進するとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し責任体系を学内外に周知・公表する。

III 公的研究費の管理・監査

(適正な運営・管理の基礎となる環境の整備)

- 3 公的研究費の不正な使用が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

(1) ルールの明確化・統一化

(2) 職務権限の明確化

(3) 関係者の意識向上

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

(不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施)

- 4 公的研究費の不正使用を未然に防止するため、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施し、不正の発生防止に努める。

(研究費の適正な運営・管理活動)

- 5 不正防止計画を踏まえた適切な予算執行を行う。また、業者との癒着発生を防止するとともに、不正に繋がり得る問題が捉えられるよう、実効性あるチェックが効くシステムを作つて管理する。

(情報発信・共有化の推進)

6 本学の不正防止に向けた取り組みについて、方針等を情報発信とともに学内外に公表する。

(モニタリングの在り方)

7 不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、本学全体の視点から実効性のあるモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。

IV 不正行為への対応

(事前防止のための取り組み)

8 不正行為を抑止する環境を構築する為、研究倫理教育責任者による研究倫理教育を実施するとともに、本学における研究データを一定期間保存し、適切に管理し開示する。

(特定不正行為への対応)

9 特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続きや方法等に関する規程等を適切に整備し、これを公表する。